

毎週火、金曜日発行（但休日、休日に当る日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告示 米飯提供業者の登録
- 定期種牲畜検査の実施
- 牛の結核病等の検査等の実施
- 土地の公用廃止
- 字の名称変更
- ◇正誤 昭和三十八年三月五日付け鳥取県人事委員会規則第五号中訂正

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の（一）の3中「七〇円以内」を「一八〇円以内」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）

第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十八年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	住所	営業所の所在地
五一五	三八、三、一三	安住 庸雄	鳥取市叶三〇六	住所に同じ
五一六	〃	米原 稜	〃	鳥取市吉岡温泉町一六七
五一七	〃	毛利 文徳	〃一丁目一番地	住所に同じ
五一八	三八、三、一	松本万寿夫	米子市四日市町八九	〃
五一九	〃	〃	〃	〃
五二〇	〃	小森山盛雄	末広町二一	米子市弥生町
五二一	〃	内田健二郎	明治町四五	〃
五二二	〃	〃	〃	〃
五二三	〃	田中 清	明治町一八ノ七	明治町二二ノ一
五二四	〃	〃	中町一八ノ七	東倉吉町九〇
五二五	〃	林原 富枝	朝日町四五ノ二	住所に同じ
五二六	〃	梅林 教英	西倉吉町一五	米子市西倉吉町二二
五二七	〃	遠藤 輝男	中町二〇	住所に同じ
五二八	〃	鹿津 源藏	道笑町一丁目三四	〃
五二九	〃	遠藤 夏子	〃	〃
五三〇	〃	小野 雪枝	〃	〃
五三一	〃	堀 キヨ子	万能町五	〃

五三二	〃	上田兵之助	明治町三二	〃
五三三	〃	白土 茂基	〃 四二	〃
五三四	〃	足羽 歳子	末広町一六	〃
五三五	〃	長谷川吉寿郎	〃 一八	〃
五三六	〃	西田とよ子	塩町三四	〃
五三七	〃	佐藤 文男	茶町六五	〃
五三八	〃	松原 哲雄	中町一五ノ四	〃
五三九	〃	多々納吉之助	東倉吉町二八	〃
五四〇	〃	安丸 信男	朝日町一三	〃
五四一	〃	谷村 直子	〃 二四	〃
五四二	〃	富山 献身	〃 七二	〃
五四三	〃	沢田 幸夫	西町七五	米子市末広町一六
五四四	〃	勝部 喜代	角盤町二丁目一五	住所に同じ
五四五	〃	中村 朝子	〃 三丁目一	〃
五四六	〃	加藤政治郎	〃 七九	〃
五四七	〃	佐香 博美	〃	〃
五四八	〃	楊 華傑	〃	〃
五四九	〃	八田マヌヨ	〃	〃

00252

(第3種郵便物可)

00251

(第3種郵便物可)

五六八	伊坂 定吉	二、一五五	米子市東町四六
五六九	松本 好野	二、一九六	住所に同じ
五七〇	広藤 清市	道笑町三丁目一六六	住所に同じ
五七一	永田 静子	東町三五	住所に同じ
五七二	上村ウメヨ	明治町四三ノ一	住所に同じ
五七三	油谷 カネ	茶町五六	住所に同じ
五七四	清水アサ子	加茂町一丁目六	住所に同じ
五七五	森 マサ子	二〇	住所に同じ
五七六	片板津弥子	二五	住所に同じ
五七七	大野 節子	中町	住所に同じ
五七八	細見 幸	一五ノ四	住所に同じ
五七九	田中ふみ子	四八	住所に同じ
五八〇	中田 綾子	東倉吉町二八	住所に同じ
五八一	野坂 康久	六六	住所に同じ
五八二	西川 夕子	西倉吉町八五	住所に同じ
五八三	若田 茂市	灘町二丁目一	住所に同じ
五八四	笹尾 清蔵	花園町一四	住所に同じ
五八五	木原 栄造	広島市基町一	住所に同じ

五五〇	安田ふきの	一、八五九	米子市曾生一、九九〇
五五一	前田 岩一	一、八八〇	上福原北浜新田二ノ一、八二〇の四
五五二	岩佐甲子郎	一、八七一	住所に同じ
五五三	溝 八ナ子	一、八七二	住所に同じ
五五四	宇田川子キコ	一、八八〇	住所に同じ
五五五	織田かめの	一、八八〇	住所に同じ
五五六	齋木 光昌	一、八八〇ノ二	住所に同じ
五五七	齋木 秀子	一、九五八	住所に同じ
五五八	中島 那美	一、九五九	住所に同じ
五五九	内田 浅子	一、九六三	住所に同じ
五六〇	福元 ヤス	一、九六九	住所に同じ
五六一	枝松喜代子	一、九八五ノ二	住所に同じ
五六二	八幡 あき	一、九八八	住所に同じ
五六三	谷口 好友	二、〇一三	住所に同じ
五六四	小林八重子	二、〇四九	住所に同じ
五六五	福本 文子	二、〇五〇	住所に同じ
五六六	岡本 明	二、一二五	住所に同じ

五八六	細谷 得二	米子市日ノ出町	二、〇一六
五八七	坂内 和夫	皆生二、九七五	二、〇三二
五八八	今井 倫	広島県三原市港町六〇五	一、九七二
五九〇	野坂 寛治	鳥取市東品治町一三三	一、九四六
五九一	石破 二郎	東町 県厚生部厚生援護課	
五九二	佐藤 峯子	西伯郡西伯町法勝寺	住所に同じ

鳥取県告示第四百七十七号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定による定期種牡畜(豚)検査を次の日程により実施する。

昭和三十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程	検査時間	検査場所
四月 十日	午前九時	気高郡気高町 浜村家畜市場
	午後二時	鳥取市吉方 鳥取

十一日	午前十時	米子市夜見町 夜見検査場
十二日		境港市余子 余子
十三日	午前九時	米子市勝田町 米子家畜市場
十五日	十時	八頭郡船岡町 船岡
十六日		東伯郡東伯町 東伯
	九時	西伯郡名和町 名和
	午後一時	大山町 所子検査場
十七日	午前九時	倉吉市八屋 倉吉家畜市場
		西伯郡淀江町 淀江
十八日		岸本町 岸本

鳥取県告示第四百四十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査並びに肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病及びブルセラ病検査
  - 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施期日	別表のとおり
五 注射、検査及び投薬の方法	検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応</li> <li>ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、国際法</li> <li>肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査</li> <li>投薬           <ul style="list-style-type: none"> <li>肝てつ駆除……ピチノール製剤投与</li> </ul> </li> </ul>
別表	結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査、駆除
一 実施期日	四月五日、四月八日
二 実施区域	倉吉市社、大栄町由良、東伯町上郷
三 実施場所	竹内検査場、国分寺、北山、福永

鳥取県告示第百四十九号

次の土地は、昭和三十八年四月二日から公用を廃止した。

昭和三十八年四月二日

場	鳥取県知事	石	破	面
所	鳥取県知事	石	破	二坪積朗
地目	破	朗		
米子市夜見町字国道西五二、七四〇ノ二番地先				六、〇〇一
〃				六、四六
〃				三、三九
〃				七、三〇
〃				八五、〇七
〃				六、八三
〃				九、七二
〃				四、一六
〃				二二、一八
〃				三、一〇
米子市夜見町字国道西四一、七六七ノ四				四、七二
〃				九、七二
〃				二、一六
〃				七四、六四

鳥取県告示第百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、昭和三十八年四月一日から津ノ村において、次のとおり大字の名称を変更する旨の届出があつた。

昭和三十八年四月二日

変更後の大字名 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 津ノ井 変更前の大字名 餘戸

正 誤

頁	段	行	誤	正
6	下	11	取り下げ	取下げ
6	下	13	取り下げ	取下げ

昭和三十八年五月五日付け鳥取県人事委員会規則第五号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の  
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月 日まで鳥取県

公報を 部購読したので、購読料金 円也を添

えて申し込みます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名を)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
電話 一 部 月 額 二 五 〇 円 (郵送料共) 所 県